

平成15年(2003年)4月27日執行
横須賀市議会議員選挙

選挙公報掲載申請のしおり

横須賀市選挙管理委員会
電話 822-8499 (直通)

は し が き

この「しおり」は、平成 15 年 4 月 27 日に執行される横須賀市議会議員選挙にあたり、選挙公報の掲載手続き、掲載文原稿の作成方法、掲載写真について注意していただくべき事項及び選挙管理委員会からのお願いを収めたものです。十分に目を通していただきたいと存じます。

なお、この「しおり」の記載内容について不明な点がございましたら、選挙管理委員会へお問い合わせください。

横須賀市選挙管理委員会

凡 例

条例 …… 議会議員及び長の選挙公報発行条例

規程 …… 議会議員及び長の選挙公報発行条例施行規程

目 次

第1	選挙公報掲載申請の手続き	1
1	掲載の申請	
2	掲載文の修正	
3	掲載文の撤回	
4	掲載順序	
第2	掲載文作成上の注意	2
1	一般的注意事項	
2	原稿用紙の使い方	
3	掲載文記載の方法	
4	筆記具の種類	
5	その他	
第3	掲載写真の注意と選挙公報の規格	4
第4	掲載文原稿の事前審査について（お願い）	6
1	掲載文原稿の事前審査	
2	事前審査の場所	
3	事前審査の日時	
4	持参していただく種類	
5	選挙公報掲載申請書の返還	
6	通称使用の認定を受けようとする場合の取扱い	
7	事前審査を受けた方の申請期日における掲載申請	

第1 選挙公報掲載申請の手続き

1 掲載の申請

- (1) 選挙公報の掲載申請は、4月20日（立候補届出日）の午前8時30から午後5時までに横須賀市選挙管理委員会に対し行ってください。

この日時以外は申請があっても受理できませんので、ご注意ください。

（条例第3条、規程第12条）

(2) 提出書類

ア 選挙公報掲載申請書 1通

イ 選挙公報掲載文原稿 1通

ウ 写 真 1葉

- (3) 掲載文は、横須賀市選挙管理委員会が交付した原稿用紙によって作成したものでなければなりません。（規程第2条）

- (4) 提出された掲載文及び写真は、返還いたしません。（規程第9条）

写真のコピーが1番便利だね。

2 掲載文の修正

- (1) 提出した掲載文を修正しようとするときは、4月20日午後5時までに修正の申請をしなければなりません。（規程第5条、同第12条）

(2) 提出書類

ア 選挙公報掲載文修正申請書 1通

イ 選挙公報掲載文原稿 1通

3 掲載文の撤回

提出した掲載文を撤回しようとするときは、4月20日午後5時までに「選挙公報掲載文撤回申請書」により撤回の申請をしなければなりません。

（規程第5条、同第12条）

4 掲載順序

- (1) 選挙公報に掲載文及び写真を掲載する順序は、横須賀市選挙管理委員会がくじによって決定します。（条例第4条）

- (2) このくじの行われる日時及び場所は、次のとおりです。

日時 平成15年4月20日午後5時10分

場所 横須賀市選挙管理委員会事務室

（横須賀市日の出町1丁目5番地 ヴェルクよこすか 2階）

- (3) 候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができます。

（条例第4条）

第2 掲載文作成上の注意

選挙公報は、候補者から提出された掲載文をそのまま写真製版で印刷しますので、次の注意事項をよく読んで、誤りのないように作成してください。

1 一般的注意事項

選挙公報の原稿を作成するにあたっては、その記載内容に次に掲げる事項がないように注意してください。

(1) 選挙公報の品位を損なう記載。

他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告等の営業に関する宣伝をする等の記載をしないでください。(条例第3条)

(2) 虚偽事項の記載

身分、職業、経歴、政党その他の団体への所属又は推薦の有無等について虚偽の事項を記載しないでください。

(3) 非合法又は刑事犯罪を構成するような記載

(4) 利害誘導にわたる記載

(5) 他の選挙における候補者の選挙運動にわたる記載。

2 原稿用紙の用い方

(1) 原稿用紙は、横須賀市選挙管理委員会の交付した原稿用紙のほかは使用することができません。(原稿用紙は、3枚交付しますが、提出していただくのは1枚です。)(規程第2条)

(2) 原稿用紙の大きさは、実際に選挙公報に掲載されるものと同一の大きさです。

(3) 掲載文は、原稿用紙中の「政見等記載欄」の枠内に記載してください。(写真植字による場合は、植字した用紙をその枠内に貼り付けてください。)枠外に書かれた部分は掲載されません。

(4) 「氏名欄」には、候補者の氏名(選挙長が認定した通称があるときは、その通称)を記載しなければなりません。

所属する政党その他の政治団体の名称、生年月日、年齢等は氏名欄に記載した氏名の上下又は左右の余白を用いて欄内に記載してもかまいませんが、政見等はこの欄には記載しないでください。

(5) 原稿用紙の青色の方眼目は、写真には写りません。方眼の枠は、ペン又は毛筆で記載する場合の便宜のために引いたものですから、特にこれにとらわれる必要はありません。

(6) 原稿用紙には、写真を貼付けないでください。

3 掲載文記載の方法（規程第2条）

(1) 字数

掲載文の字数に制限はありません。

(2) 使用できる文字

ア 通常文章に使用する文字（漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベット・数字等）

イ 通常文章に使用する文字以外の文字（デザイン的な文字）

ウ 記号、符号及びけい線

著しく太いけい線は、次の「図、イラストレーション及びこれらの類」とみなします。

（著しく太いけい線：2mm（二重線等の場合は、その全幅）を超えるもの）

エ 図、イラストレーション及びこれらの類

図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合は、その合計面積が、原稿用紙の政見等記載欄の面積のおおむね2分の1を超えることはできません。

オ 政見等記載欄には、写真を使用することはできません。

4 筆記具の種類

筆記具は、活字（写真植字、タイプライターを含む。）、ペン又は毛筆を使用してください。特に写真植字により作成したものが他の筆記具による場合より印刷の仕上がりが良いようです。

なお、文字の色は必ず黒色を使用してください。（規程第2条）

(1) 活字を使用する場合

ア 掲載文は、あまり小さい活字又は画数の多い活字を使用しますと印刷が不鮮明になるおそれがありますので、注意してください。

イ タイプライターを使用する場合は、カーボン紙を使いますと不鮮明になりますから避けてください。

ウ ワードプロやパソコンの文字は印刷が不鮮明になるおそれがありますから注意してください。

エ 写真植字による場合は、訂正箇所がはがれるおそれがありますので注意してください。

(2) ペン又は毛筆を使用する場合

ア あまり小さい文字を記載しますと印刷した場合に見にくくなったり、不鮮明になるおそれがありますから注意してください。また、極端に大きい文字も印刷が汚れて見にくくなりますので記載しないようにしてください。

イ 方眼の枠には行間をとってありませんので、文字をぎっしり詰めて記載すると、読みにくくなります。

(3) 訂正の方法

ア 訂正は、白紙又は予備の原稿用紙の一部を切り取ったものをはってください。

イ 写真植字による場合は、訂正した部分が他の記載面と凸凹が生じないようにしてください。

(4) 原稿用紙の再交付

原稿用紙を汚損したため再交付を求めるときは、横須賀市選挙管理委員会に申し出てください。

5 その他

- (1) 規程に違反した記載をした掲載文の作成があったとき又は記載した字が著しく小さい場合若しくは著しく大きい場合その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認められるときは、選挙管理委員会は候補者に対し当該掲載文の訂正を求めることがあります。(規程第3条)
- (2) 選挙管理委員会が掲載文について訂正を求め、候補者がその求めに応じないときは、該当部分を掲載しないことがあります。(規程第3条)
- (3) 候補者は、選挙公報の印刷の体裁等については、指定することができません。(規程第7条)
- (4) 原稿用紙には、絶対に折り目やしみをつけないように交付したケースに入れて提出してください。

第3 掲載写真の注意と選挙公報の規格

- 1 提出枚数 1葉(所定の封筒に入れてください。)
- 2 規 格 提出する写真の規格は、縦9cm 横6.5cmです。
写真の外側が縁取り(枠取り)してある場合は、縁取りの内側の規格が縦9cm 横6.5cmでなければなりません。

3 撮影上の注意

- (1) 写真は、専門の写真館(スタジオ)で撮影してください。素人写真、スピード写真は印刷した場合、鮮明に出ないおそれがあります。
- (2) 写真は、無帽、無背景、正面向き、上半身としてください。
- (3) 写真は、白黒写真でなければなりません。
- (4) 被写体の頭上と写真の上辺との間隔は、おおむね1.5cmとしてください。
- (5) 被写体のバックは灰色の無地としてください。

白黒で

4 撮影年月日の制限

提出する写真は、選挙期日前6箇月以内（平成14年10月27日以降）に撮影したものに限られます。（規程第4条）

5 写真の裏面の記載事項

写真の裏には、候補者の所属する政党等、氏名及び撮影年月日を記載した用紙を貼付してください。また、提出用の封筒にも必ず氏名等を記載してください。

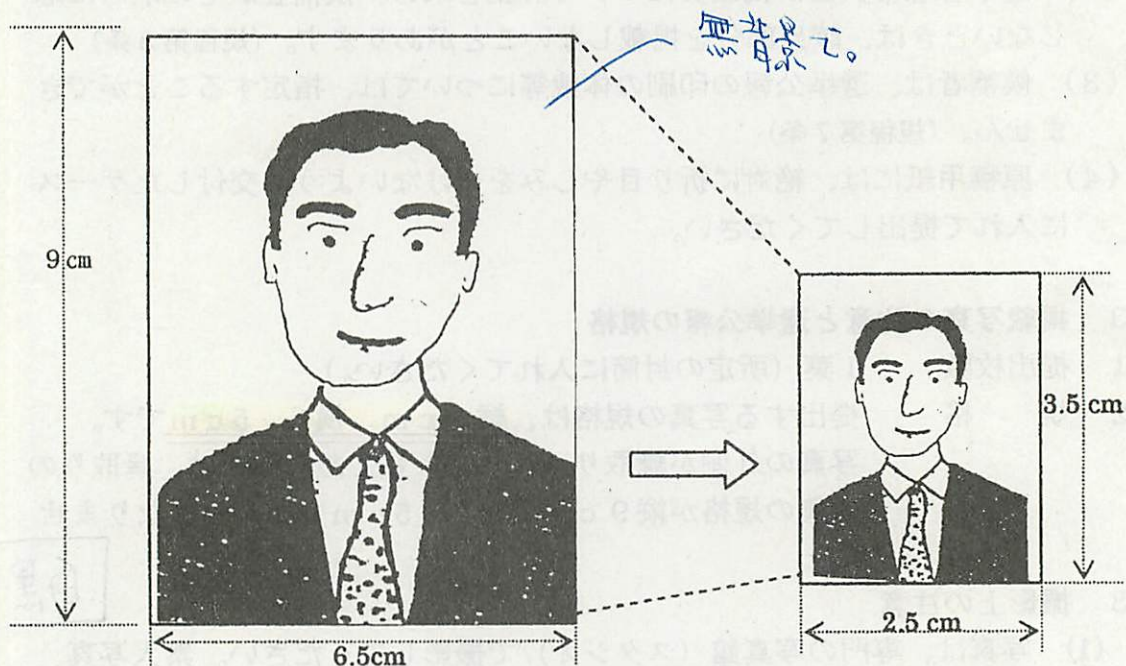
6 選挙公報に掲載される写真の規格

- (1) 提出していただいた写真は、縮小して選挙公報に掲載します。
- (2) 縮小に際しては、適宜写真をトリミングさせていただきますのであらかじめご承知ください。

7 選挙公報の規格

全体の大きさは、ブラケット版で、1ページあたりの区画は、8区画です。

提出された写真の選挙公報への記載例



第4 掲載文原稿の事前相談について（お願い）

1 掲載文原稿の事前相談

4月20日以前においても掲載文原稿の事前相談を行ったうえで、当該原稿をお預かりいたします。選挙公報掲載の申請期日は、4月20日の1日だけです。申請期日に間に合わない場合には、公報の掲載はできません。

事前相談の制度を利用して、早めに手続きをお願いします。

2 事前相談の場所

横須賀市選挙管理委員会事務室（ヴェルクよこすか 2階）

3 事前相談の期限

4月19日（土）まで

4 持参していただく書類等

事前相談において持参していただく書類は、申請期日における提出書類と同じです。

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 選挙公報掲載申請書 | 1 通 |
| 2 選挙公報掲載文原稿 | 1 通 |
| 3 写 真 | 1 葉 |

5 選挙公報掲載申請書の返還

事前相談が終了した場合は、選挙公報掲載文原稿及び写真は選挙管理委員会がお預かりします。

選挙公報掲載申請書は、原稿及び写真をお預かりしている旨の表示をしてお返しいたしますので、申請期日に、再度ご持参のうえ、立候補届出終了後に必ず提出してください。

水曜日の掲載